

## 中国における CSR の動向 — CSR 環境とアンケート結果を中心にして

### The Trends of CSR in China: Focusing on environment and investigation result of CSR

張 亦 楠

#### はじめに

日本において、企業の社会的責任という言葉は決して新しい言葉ではない。ところが、最近耳にする企業の社会的責任は、あえて「CSR」(Corporate Social Responsibility)と表現することが多い。これは、名称の違いという表面上のことを超えて、1960～70年代の企業の社会的責任と現在のCSRは、その意味するところが異なっていると考えられる。このように考えるならば、会計学においても、かつての社会的責任会計とは異なる新たな会計領域として捉え直す必要がある。これを裏付ける事実として、現在見られる会計の文献では、社会的責任会計という用語よりCSR会計と表現しているものが圧倒的に多い。これは単に名称を変更しただけと考えるのではなく、CSR会計という新たな会計領域が誕生し、実践段階に入っていると考えるべきであろう。

本稿は、中国におけるCSR会計構築のための前提として、CSRの意味や目的、対象を考察する。これらを考察するために、まず、中国企業のCSRの動向を明らかにする。次に、筆者が行った中国企業へのアンケート結果を紹介する。

これらの整理・検討を通して、今後中国企

業でCSR会計を実施する際に考慮しなければならない点を明らかにしたい。

#### 第1章 中国におけるCSRの進展動向

中国のCSRは、数年前まで、大きく採り上げられることはなかった。しかし2006年以降、国・地方政府あるいは企業レベルで、CSRに大きな関心が寄せられるようになった。特に2006年10月11日、上海で英国人会計士・フージワーフ(中国語名：胡潤)による「2006年胡潤慈善企業榜」(2006年フージワーフの中国慈善企業ランキング)が発表され、2007年には「胡潤企業社会的責任ランキング」の公表も始まったことにより、企業の社会的責任が一般化し、CSRという用語が普及するようになった。

さて、中国浙江省の11の大企業および国有企業の代表によるCSRについての見解は以下のとおりである。

「企業の社会的責任は企業が利潤を創造して、株主の利益を追求すると同時に、従業員、消費者、地域社会と環境の面の社会的責任も引き受けなければならない。その範囲は以下のようなものを含む。ビジネス道德の順守、安全生産、チャリティーの支持、社会福祉事業への寄付、社会的弱者を保護することなど

である。] [中華全国総工会新聞ホームページ]。

ここには、すでに考察したような企業の経営活動の存続や発展に利害関係を有するステーク・ホルダー指向の考え方、そしてトリプル・ボトムライン（経済・社会・環境）を基礎とする CSR の特徴が端的に表現されている。

とはいえ、中国における CSR および CSR 会計については、日本のそれに比べて、今まさに理論的整備や実践が始まったばかりと言わざるを得ない。このような中国の状況の中で、GRI ガイドライン<sup>(2)</sup>に準じてレポートを作っても、CSR 会計という概念には結び付かないし、CSR 会計の考え方や CSR 会計に関する研究もいままでまったく行われてこなかった。さらに、GRI ガイドラインに準拠した CSR 会計のあり方、あるいはステーク・ホルダーを意識したディスクロージャー（情報開示）のあり方を考察することはかなり困難である。

このような中で、CSR に関してすでに取り組みが行われている法律面と研究動向を対象に中国の CSR を考察することは有用であろう。現代中国は、CSR についても法整備を進めつつあるからである。また、歴史的には浅い中国の CSR について、研究動向を知ることは、これまでの成果と今後の発展動向を見る上で役立つものと思われるからである。

## 1 法律環境の面

中国の CSR は 2006 年から大きな変化があった。

2006 年 1 月 1 日から施行されたの新版「中華人民共和国公司法」（会社法）では、企業の社会的責任が明確に規定されている。

「総則 第 5 条 会社が経営活動に従事するにあたっては、法律、行政法則を遵守し、社会の公德、商業道徳、信用を守り、政府と一般公衆の監督を受け、社会的責任を負わな

ければならない。会社の適法な権益は法律の保護を受け、侵害されない。」

旧会社法は、会社の営利目的と経済側面だけを強調して、企業が社会の一員として遂行すべき責任を要求していなかった。

それに対して、新会社法は、総則だけでなく、その他の章節でも、従業員の権益、あるいはステーク・ホルダーの権益も具体的に要求している。

このことは、法律面での大きな進歩であると考えられる。

さらに、2008 年 8 月 29 日に閉幕した第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議で「中華人民共和国循環型経済促進法」が可決採択されて同日に公布され、2009 年 1 月 1 日より施行された。

この法律の目的は「循環型経済の発展を促進し、資源の利用効率を高め、環境を保護・改善し、持続的発展を実現するため」(第 1 条)とされている。新たに制定された循環型経済促進法は総則、基本管理制度、減量化、再利用及び資源化、奨励措置、法律責任、付則の計 7 章 59 条からなっている。

これもまた、CSR に関する新しい法律の一つとして考えられる。

## 2 学術研究の面

新会社法の実施は、中国の会社法上に初めて CSR の概念を組み入れることになり、国営・私営を問わず、中国の企業は社会的責任を意識した経営を求められることになった。新会社法の施行の下で、一連の CSR ガイドラインが各規制当局などによって発表された。

下記図表は、2006 年以降に中国において公表された CSR ガイドラインの名称と構成である。<sup>(3)</sup>

2006 年以降に中国において公表された 4 つのガイドラインは、日本や欧米の CSR 概念と似た概念に基づいて構成されている。

特に『中国工業企業及び工業協会社会責任ガイドライン<sup>(4)</sup>』は、中国は未だ発展途上にある国だという前提に基づいて、企業はCSR活動の実施に対し、信頼性と透明性の原則を強調して、中国のCSRの発展に貢献しようとするものであるように思われる。このガイドラインは世界の一般的研究方法と中国独自の国情を結びつけており、先進的である考えられ、中国において、グローバル化の中でのCSRの普及と推進に積極的な意味があるよ

### CSRガイドラインの名称と構成

機関名	深圳証券取引所	上海銀行監督管理局	国有資産監督管理委員会	中国工業経済联合会など
名称	深圳証券取引所上場企業の社会的責任ガイドライン	上海銀行業金融機関の社会的責任に関するガイドライン	中央企業の社会的責任の履行に関する指導的意見	中国工業企業及び工業協会社会責任ガイドライン
発行年月	2006年9月25日	2007年4月12日	2007年12月29日	2008年4月2日
第1章	総則	総則	中央企業が社会的責任の履行を十分に認識することの意義	序言
第2章	株主と債権者の権利と利益の保護	ステークホルダーの権益保護	中央企業が社会的責任を履行する上での指導的思想、全体的要求と基本原則	社会責任体系
第3章	労働者の権利と利益の保護	環境保護	中央企業が履行する社会的責任の主要な内容	企業社会的責任と社会責任報告書(書)
第4章	サプライヤー顧客と消費者の権利と利益の保護	公共の利益の擁護	中央企業が履行する社会的責任の主要な施策	工業協会社会責任と社会責任報告書
第5章	環境保護と持続可能な発展	CSRマネジメント	—	定義と専門用語
第6章	公共社会との関係と社会貢献事業	附則	—	参考した法律と法規
第7章	CSRに関する制度の確立と情報公開	—	—	付属文書：企業社会的責任報告書を作成する参考指標(80項目)
第8章	附則	—	—	—

[出典：横塚、p.95を一部修正]

うに思われる。

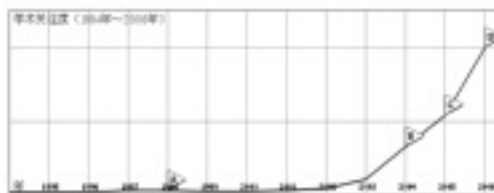
また、中国では、産業界が中心となりCSR活動を推進し始めている点が特徴であろう。それは、中央政府の主導によるものでもあるが、GRIなど海外のガイドラインではなく自作のガイドラインを作成した点や、CSRの導入段階から企業利益に結びつけることを視野に入れている点で日本とも異なるアプローチを採っているといえる。日本や欧米においては、近年特に「本業でのCSRの組み込み」のための「戦略的CSR」が重視されつつあることから、このような中国のCSRを発展させることが期待できる[人民日報、2008年4月14日]。

学術界におけるCSRに関する研究は次のような推移となっている。

インターネットでキーワードを検索して、関連する文献数量(論文、専門書)の推移を調べてみると、学界ではCSRに対する関心も時代によって変化してきていることがわかる<sup>(6)</sup>。そして、CSRに関する理論的な研究が積極的に行われるようになってきている。

表中においてもっとも多く引用された文献は次の4点である。<sup>(7)</sup>

- A：李炳毅、李东红「企業社会責任論」『On Economic Problems』1998年08月号。
- B：労働科学研究所課題組「企業社会責任運動の応対策略研究」『China Labour』2004年09月号。
- C：馬力「西方企業社会責任実践」『企業管理』(齊善鴻南開大学)2005年02月号。
- D：陳留彬「企業社会責任研究綜述」



(5) 学術界関心度の推移  
(1994年から2006年まで)

『Shandong Social Sciences』2006年02月号。

CSRが中国の学界で関心が高まるのは90年代以後のことである。

21世紀に入ると、中国企業のグローバル化の進化とともに、企業と社会、消費者、株主の関係など、企業の経済面だけでなく、社会面に関する研究が多くなった。中国では、多数の研究者が企業の社会的責任について発言するようになった。たとえば、企業の目的は株主の利益を最大限に増加することばかりではないといった見解[劉]や、CSRには企業の発展と制度的な責任という二つがあるといった見解[高]、また、「CSRは企業の経済責任、法律責任以外の第3の責任であり、これは企業が社会の中で、自身の経営活動に対して応える責任である。」[李・李、p.40]といった見解など、さまざまな見解が発表されるようになった。

## 第2章 アンケートによる中国CSRの現状分析

### 第1節 調査の視点と目的

CSRについて、日本では、既に多くの文献が発表され、調査レポートも報告されている。

それに比べて、2006年以前の中国ではCSRに関する研究はまだ少なく、直近2～3年<sup>(8)</sup>でCSRに急速に認識が高まったといっても言い過ぎではない。

2006年を境として、持続可能な発展に関する中国企業の報告は明らかに増加している。そのため2006年は“中国企業の社会的責任報告元年”とも称される[殷・崔、p.63]。その1つの要因は国家電網会社が中国の国営企業として初めての企業社会的責任報告を発表し、国務院総理温家宝からの支持を受けたことによる<sup>(9)</sup>。これを契機として、中国全体にCSRの意識が高まり始めたと考えられる。

特に2006年から、各種のCSRについての

ランキングが発表されたことも見逃せないだろう。代表的なものには「胡潤企業社会的責任ランキング」、「人民社会責任賞」、「公明公益賞」などがある。

このように、中国の社会全体は、企業の社会的責任への考え方や取組が大きく変化している。

一方で、CSRは法制度だけでなく、企業の意識、つまりCSRをどのように考えるかが最も重要なポイントであると思われる。そうであるとすれば、現在の中国企業でCSRをどのように考えているかを調査することは有用な情報をもたらすことになる。

こうしたことから、中国企業のCSRに対する意識を中心にして調査した<sup>(10)</sup>。

今回実施したアンケート調査の概要は下記のとおりである。

- ①調査目的：中国企業のCSRに対する認識とディスクロージャーの現状、企業内部でCSRの取組状況の把握。
- ②調査対象：2007年度、2008年度「胡潤企業社会的責任ランキング」、「人民社会責任賞」のランキング企業71社
- ③調査方法：調査フォームによるアンケート調査。なお、督促・補充のために電子メールと電話も用いた。
- ④実施時期：2008年9月から2008年12月までの4ヶ月間
- ⑤回答企業：
  - 中国石油天然気集团公司
  - 中国南方電網責任有限公司
  - 完美（中国）日用品有限公司
  - 宝山鋼鉄（宝鋼集团有限公司）
  - 深圳華為技術有限公司
  - 大連万達集团有限公司
  - 雅戈尔集团有限公司
  - 中国招商銀行
  - 上海汽車集团有限公司
  - 中糧集团有限公司
  - 富士胶片中国投资有限公司

⑥有効回答総数：11社

⑦分析方法：回答項目の単純集計法

なお、調査票は中国語であるが、その日本語訳を「資料」として本稿末に掲載している。

## 第2節 アンケート調査の概要と結果

### 1. CSR概念の認知度と取り組み姿勢

CSR概念についての認知度は、下記のような結果になった。

回答企業のすべてに認知されていたのは、企業社会的責任（CSR）とISOであった。これ以外の概念についても回答企業においては認知度が高いと判断できる。さらに、CSR活動に対する態度（Q5）でも、7割の企業は「将来のCSRマネジメントの中で考慮するつもりである」と回答している。「あまり関心を持たない」と回答したものはなく、回答企業の担当者は、CSRに対して一定程度の理解を示しているように思われる。

また、CSR評価体系を統一すべきかを問うたところ（Q6）、「とても必要」「必要」を合わせて8割を超える企業がその必要性を感じている。

次に、企業がCSRを実行する際に、重視する項目は、「環境問題の解決策と環境保護」、「誠実な納税」、「企業倫理」、「株主権益の遵守」、「従業員権益の遵守と配慮」である。

また、CSR遂行による影響度を尋ねたところ（Q10：複数回答あり）、ネガティブな回答はなく、「企業イメージの向上」（43.5%）「企業にとっての長期的な投資」（39.1%）「利益

[CSRの主要項目]（Q8：複数回答あり）

選 択 肢	回答数	比 率
A 環境問題の解決策と環境保護	11	19.3%
B 誠実な納税	11	19.3%
C 企業倫理	10	17.5%
D 株主権益の遵守	11	19.3%
E 従業員権益の遵守と配慮	11	19.3%
F 消費者権益の遵守	2	3.5%
G 公益活動への参与	1	1.8%
H 少消耗、省エネルギーのための先進技術の積極的採用	0	0.0%
合 計	57	100.0%

の増加」（17.4%）の3つに回答が集中した。

ところで、企業イメージの向上がどの程度見込まれるかという点（Q11：複数回答あり）については、5割の会社がCSRによるイメージアップ効果があり、他の5割が「企業の社会的影響と株式投資に影響がある」を選択した。

### 2. CSR行動の現状

回答企業のCSR行動の現状（Q7）に対して、回答者は、「とてもいい」（4社）、「まあまあいい」（7社）と回答しており、CSR取組みの現状について、すべての回答企業で満足しているという回答である。

さて、回答した企業では、CSR関連部署を設置していると回答している（Q4）。10社が広報部門（公共関係部）を設置していた。それ以外に、企業の社会的責任部（4社）や環境管理部（3社）を設置している企業もあった。

### 3. ディスクロージャーの現状

まず、CSRに関わらず、情報開示の状況を確認したところ、次のような結果となった。

今日、中国企業は、間接金融から直接金融への依存を高めていく傾向にあり、さらなる情報開示が要求されている。

グローバルな資金調達環境の中で、「海外投

[CSR諸概念の認知度（Q3：複数回答あり）]

選 択 肢	回答数	比 率
A 企業社会的責任（CSR）	11	23.9%
B ISO系列	11	23.9%
C SRI 社会責任投資（SRI）	10	21.7%
D SA8000	7	15.2%
E GRI	7	15.2%
F あまり分からない	0	0.0%
合 計	46	100.0%

## [情報開示の状況] (Q17)

選 択 肢	回答数	比 率
A 日ごろから財務情報のみならず会社の経営業績やより詳しい説明資料を添えて説明している	2	18.2%
B 海外投資家や株主の要請を踏まえて、経営情報の開示に努めている	6	54.5%
C 説明責任の重要性を重んじ、情報開示の方法を改善している	1	9.1%
D まず、社員に対して決算書や事業活動の状況を説明するようにしている	0	0.0%
E 必要に応じて情報を開示している	2	18.2%
F その他(具体的に: )	0	0.0%
合 計	11	100.0%

資家や株主の要請を踏まえて、経営情報の開示に努めている」という答えが約5割で一番多く、その他には「日ごろから財務情報のみならず会社の経営業績やより詳しい説明資料を添えて説明している」「必要に応じて情報を開示している」との回答があった。

次に、CSR 報告書の発行については、次のような結果となった。

なお、回答会社のうち3社の担当者がCSR 報告書を発行していると回答したが、何年から発行しているのかは不明であった。

回答企業の中で、3割強の企業が「企業の社会責任報告書」、あるいは「持続可能性報告書」を公表しており、残りの5社は将来に発

## [CSR 報告書等の発行] (Q13: 複数回答あり)

選 択 肢	回答数	比 率
A ____年から年度で「CSR 報告書」を発行し、公表している	3	17.6%
B 持続可能性報告書	3	17.6%
C 環境報告書	3	17.6%
D 環境健康報告安全報告書	2	11.8%
E 他関連レポート	4	23.5%
F 発表したことがない	1	5.9%
G 発行の必要がない	1	5.9%
合 計	17	100.0%

## [CSR 報告書発行会社による CSR 報告書の内容] (Q14: 複数回答あり)

選 択 肢	回答数	比 率
A 企業の基本理念と価値観	8	22.2%
B 企業と環境	7	19.4%
C 企業と従業員	6	16.7%
D 企業が社会活動を参加する状況	8	22.2%
E 財務データのディスクロージャー	4	11.1%
無回答	3	8.3%
合 計	36	100.0%

## [CSR 報告書未発行会社の今後の予定] (Q15)

選 択 肢	回答数	比 率
A 予定がある	5	45.5%
B 予定はない	1	9.1%
無回答	5	45.5%
合 計	11	100.0%

行つもりである。1社のみ「発行の必要がない」と回答している。また、約5割の企業が他の関連する報告書を発行している。発行したのCSR 報告書の中で、「企業の基本理念と価値観」、「企業と環境」、「企業と従業員」、「企業が社会活動を参加する状況」が一般的な内容である。このことは、情報ディスクロージャーが、投資者ための財務データの公開だけでなく、企業の持続可能性を判断するための情報開示も求められるようになっているからであろう。

しかし、ここで特に注意するところは、「財務データのディスクロージャー」の内容を公表している企業が4社だけであったことである。ここは中国ディスクロージャーの水準を向上すべきところと考える。というのは、理念的なものは公開しても、実際のデータが公開されないのでは、情報として不十分であるを思われるからである。

ところで、CSR 報告書の報告対象としては、次のようなステーク・ホルダーを想定しているとのことであった。

## [CSR 報告書の対象] (Q12: 複数回答あり)

選 択 肢	回答数	比 率
A 消費者	10	20.0%
B 従業員	9	18.0%
C 投資者	9	18.0%
D 地域住民	7	14.0%
E 関連する政策部門	6	12.0%
F 政府	9	18.0%
合 計	50	100.0%

CSR 報告書の対象として、消費者、従業員、投資者、政府、地域住民が想定されているようである。国家環境保護部のような当局（関連する政策部門）を対象にしているという回答は一番少なかった。

## 4. その他の CSR 関連事項

不祥事防止策への回答 (Q16) を見ると、「内部通報や弁護士などに不正防止のために匿名で通報できる仕組みを作っている」という回答が約 5 割、「従来の取引慣行や業界のルールを見直して、社会に与える利害についてチェックするようにしている」という回答が 2 割弱で、これらを合わせると 7 割を超える。企業が、不正行為は許されるものではなく、業績を確保する目的のために、こうした行為は正当化されるものではないという、不正行為防止への宣言とも受け取ることができるのではないだろうか。

また公益事業への関心度 (Q18) では、回答者は「非常に関心を持ち、よく参加」(7 社)、「公益事業に関心を持ち、たまたま参加」(4 社) となっており、すべての回答者が公益事業について関心を持っている。しかも企業として今年 100 万元以上の寄付を行っているとの回答が 6 割を超えた (Q19)。無回答企業については、電話での問い合わせに対して「データについて答えるのは都合が悪い」「政策部門の範囲だからはっきり分からない」とのことであった。

さらに、CSR の中心課題であると思われる

環境問題への関心 (Q20) については 1 社が「対応していくことに難しい面のほうが多い」と回答したが、それ以外は、「経営の重要課題として取り組んできており、他社に指導できるレベルにある」(4 社)、「環境問題への取り組みは早く、社内にも浸透している」(4 社)、「必要に応じて対処している」(2 社) という回答で、各社とも前向きな姿勢が見て取れる。

ところで、中国の経営を取り巻く市場環境が信用の置けるものと考えているかどうかを尋ねたところ (Q21)、「まあまあ規範」という答えが全体の 6 割を超え、企業の観点から見ると、中国の経営環境はそこそこの評価が得られているようである。

ビジネスパートナーの管理 (Q22) については、「ビジネスパートナーの非道徳的行為を絶対容赦しない」という意識が強い。また、ビジネスパートナーを CSR の観点から評価する際 (Q23)、「仕入基準の一部」(仕入管理、仕入先管理あるいはサプライ・チェーンマネジメント時の基準。例えば仕入先が ISO を取得しているか) としているものが 7 社、「契約するかどうかの条件にしている」ものが 4 社であった。

全体的に見て、これらのアンケート結果からいえることは、まず、中国企業では、政府の主導で CSR が推進され、学術的側面でも研究が進んでいる反面、この種のアンケート調査に対しては、不慣れなこともあるだろうが、協力してくれる企業が少ないということである。回収率の低さがそれを物語っている。そのような状況の中で、中国企業の CSR に対する意識を押し量ることは不十分である。

上述の点を考慮に入れつつも、今回の調査における回答者の CSR の意識については、全般に、CSR 概念を理解していると判断でき、それぞれに CSR 活動に前向きに考えているようである。

また、ディスクロージャーの側面では、回答企業のいくつかでは、すでに CSR 報告書

を作成しており、実務においても CSR 報告書を含む CSR 関連の情報ディスクロージャーが始まっていると判断できる。

ただし、今回の調査では、回答間の齟齬について十分に再調査するところまではいかず、また、組織構造や CSR 報告書について実際に確認するところまではいかなかった。この点で、この調査は限定的である。

### 第3章 中国における CSR 情報のディスクロージャー

中国の CSR および CSR 情報ディスクロージャー環境は、日本などの先進企業と比べると、まだ不十分である。具体的には①裁判所の対応は限られて、スピードも遅い、②取締役会、投資家、証券会社が自分の利益を優先し、偽りである情報の取締りに積極的ではない、③監査会社は企業の財務状況のみを対象として監査し、CSR と CSR 会計は少なくとも監査できない、そして④経済メディアが少なく、影響力が小さいと指摘されている [羅・管、p.23]。

もともと、中国企業は従来から企業に関する情報をディスクロージャーしながらない傾向が強いようである。それは主に、政府主導が強くて、国営企業から私営企業(民間企業)への転換はまだ 30 年余りで、ディスクロージャーに関しては意識が十分ではないと思われる。グローバル化と CSR を重視する流れの中で、情報を開示しようとする傾向が出てきたとは言え、まだまだ不十分である。

一方、1980~90 年代にかけて、中国は政府主導のもとで、国営企業を改革して株式会社制度を導入し、資本市場を確立し、国営企業の近代化路線を歩み始めた<sup>(11)</sup>。

そして近年、中国中央政府主導、日本や欧米に準ずる CSR に関する取り組みも始まっておりブームとなっているといえる。とりわけ中国中央政府の主導によって、法律の制定

とガイドラインの公表が行われている。ガイドラインは国際ルールと同様に、経済面、社会面と環境面を重視している。国際社会における中国経済のプレゼンスが高まるとともに、中国企業に関する情報が乏しく透明性が低いという欠点も指摘されるようになった。そのため中国の国営企業が推進役となり、情報の公開や説明責任を果たそうとしている。特に、海外市場や国内市場に上場している中国企業は、CSR 関連の情報を積極的に開示し始めている。開示数を増やしている CSR 報告<sup>(12)</sup>に対して、評価の体系も新たに現れた<sup>(13)</sup>。国営企業は財務情報の開示は進めてきたが、今後は社会や環境などの非財務情報の一層のディスクロージャーが求められることになる。

中国の企業は、倫理意識というよりは、政府からの要求と社会世論への対応として情報をディスクロージャーするとの指摘がある [KPMG]。この点も改善の余地があるだろう。

とはいえ、先に見たように、CSR に関する研究がこれから本格化し拡充する可能性を秘めている。とりわけ、企業における CSR 情報ディスクロージャー環境を整備するためには、CSR 研究のなご一層の進展が欠かせないものと思われる。

### おわりに

近年、日本と中国との CSR の提携と交流活動が見られるようになってきている。一番注目されたのは CBCC (海外事業活動関連協議会<sup>(14)</sup>) と中国の交流活動である。

CBCC は 2004 年に対話ミッション「中国における CSR」を派遣 (香港、北京、上海を訪問) し、2005 年には CSR シンポジウムを北京で開催 (中国企業連合会との共催)、2006 年には再度対話ミッション「中国における CSR」を派遣 (広州、北京を訪問) した [CBCC



ホームページ]。

CBCCによると中国のCSRに対する指摘と中国政府の取り組みは次のように紹介されている。

中国では、労働法、環境保護法、社会保障法など、CSRに関する法制は整備されているものの、執行面での問題や、法律・規制の内容がすぐに変更される、法の解釈が地方政府に任されているなど、法令遵守に関わる様々な問題がある。これらの指摘を受けて、それらを解決することが中国企業の国際競争力の強化に繋がるとの認識から、中国政府はCSRに積極的に取り組む姿勢を示している [CBCCホームページ]。

このような中国の社会状況は、中国のCSRを考察する上で前提にしなければならないことである。しかしここで注意しなければならないことは、CSRは、関連する法が整備されていなければ遂行できないというものではない。むしろCSRは、企業が社会との関係をいかに良好に保つか、そしてその結果としていかにみずからの存続と成長を図るかという点を重視することが重要なのである。法がCSRを発展させる唯一の手段ではないということを理解することは重要なことであろう。

CSRの研究は、中国より日本の方が歴史が長く、基礎研究が進んでいる。日本は1960年代から1970年代に公害問題が深刻化したことにより、早くから社会的責任の問題が社会問題化した。この流れを受けてCSR研究も前進したものと思われる。

これに比べて中国の状況はまだまだ遅れているといわざるを得ない。中国のCSRは2006年からブームになったばかりである。

筆者は中国におけるCSRに関する展望は、今後、以下の3つのルートにより広がりを見せると考えている。

①各企業（はじめは有力企業）が、CSR部門か推進室を設定して、企業文化としてトップから従業員まで徹底的にCSR概念を浸

透させる。

②日本企業をはじめとする中国に進出した外資系企業によるCSR活動およびCSR情報ディスクロージャーを中国国内で広く一般に周知する。

③研究領域においては、CSR会計よりもまず、CSR情報のディスクロージャーを一般化させることを考える。一方でCSR会計については日本の先行研究を参照して理論的蓄積を行う。

これまで見てきたように、中国の研究領域や一部先進企業においてCSRに関する意識が高まってきており、今後もさらにCSRが中国で認知されれば、深刻さを増している環境悪化問題や労働安全問題、食品安全問題、信用欠乏などの社会的問題に対する企業や政府の取り組みも促進するものと思われる。このことから、日本での取り組みを積極的に参考にして、中国でのCSR環境を整えるべきである。中国と日本のCSRの発展は、アジアのみならず、世界中でも責任を負っているものと思われるし、大いに意味があると考えられる。

最後に、CSRを考える上では、その国の習慣、宗教、歴史、地理等、国情に関しても十分に留意する必要がある。

しかしこの論文ではこの点については検討できなかった。これについては今後の課題としたい。

## 注

- (1) ランキング資料は胡潤氏のホームページ (<http://www.hurun.net/>) 参照。
- (2) GRI (Global Reporting Initiative) ガイドラインとはオランダに本部を置く NGO で、国連環境計画 (UNEP) の公認協力機関から発表され、企業の持続可能性レポートづくりを目的とする指針である。2000年6月に「持続可能性報告のガイドライン (Sustainable Reporting Guidelines on Economic, Environmental and Social

Performance)第1版が発行され、2002年には第2版が、2006年10月には第3版が出されている。GRIガイドラインは企業の経済面、社会面及び環境面の三つが骨格になっている。

- (3) アメリカでは、アメリカ民間団体 Business for Social Responsibility が「CSR とは、社会が企業に対して抱く法的、倫理的、商業的もしくはそのほかの期待に対して照準をあわせ、全ての鍵となる利害関係者の要求に対してバランス良く意思決定することを意味する。」[BSR ホームページ]と定義する。また EU では、「責任ある行動が持続可能な事業の成功につながるという認識を、企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動およびステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念。」[「EU ホワイトペーパー」] [田中 (2005)、p.21] と定義している。
- (4) 中国工業企業及び工業協会社会責任ガイドラインを発表したのは、11の産業連合や産業連盟で、なかには、鉄鋼、石油、化学、軽産業、繊維、建設が含まれる。
- (5) 学術界関心度とはキーワードに相関する文献(論文、専門書)数量の推移に夜と学術界の関心度を判断する方法である。
- (6) この検索は2008年10月20日~30日にかけて行った。  
 また中国知網のホームページ (<http://www.cnki.net/index.htm>) でキーワード検索をすると、次のような結果になった。  
 キーワード「企業の社会的責任」と「株主」  
 3文  
 キーワード「企業の社会的責任」と「消費者」  
 13文  
 キーワード「企業の社会的責任」と「調和社会」83篇  
 キーワード「企業の社会的責任」と「企業の社会的責任会計」あるいは「CSR会計」122篇  
 キーワード「企業の社会的責任」と「従業員」  
 1510篇  
 キーワード「企業の社会的責任」と「ISO」あるいは「SA 8000」4711篇  
 なお、学術的文献のみ2008年12月まで検索した。
- (7) 中国知網ホームページにより、「企業社会責任」で学術的文献のみ検索。
- (8) 比較的古くに発表したのは、中国石油天然ガス株式会社有限会社が2001年に『2000年健康安全環

境報告』を発表し、『2005年健康安全環境報告』まで続いて発表した。2006年から、中国石油天然ガス株式会社はその親会社、中国石油天然ガスグループに従って、一緒に企業の社会的責任報告を発表している。

- (9) 新華網(2008年1月)により、中国国务院国资委「関与中央企業履行社会責任的指導意見」記者会見の記事を整理した。
- (10) この調査項目の一部は、2006年10月発表された社会経済生産性本部『企業と信頼——企業の公共への貢献に関する調査』(pp.61~64)を参照した。なお、回答者の属性(年齢)は、30歳未満3名、31~45歳5名、46~55歳が3名であった。また、産業区分は製造業6社、金融業、サービス業、建築不動産業が各1社、その他が2社であった。
- (11) 国営企業の近代化路線の一つは、中国の企業統治(ガバナンス)構造にある。その特徴は、株式会社における機関の分化の形態がドイツ型監査役会制度とアメリカ型取締役会・役員融合型であるといわれている [金山権、pp.101~102]。  
 また、2002年1月に中国証券監督管理委員会と国家経済貿易委員会の連名で、『上場企業の企業統治準則』を公表し実施され、上場会社の監督、指導を実施している。2001年8月22日には、中国証券監督管理委員会が『上場会社における独立取締役制度設置の指導意見』を公布した。これは、取締役会における非業務執行取締役の監督意識を高め、取締役会と経営者を分離させて企業統治しようとする指導意見として、中国の上場会社の中に浸透しつつある [菊池・平田・厚東、pp.131~132]。
- (12) 金蜜蜂 CSR 発展センターが公表したデータによると、2008年11月まで、中国で CSR 報告書を発表した企業は150社以上にのぼるようである。
- (13) 潤霊環球(北京)コンサルティング有限会社が独自の報告評価システム(MCT-CSR)を開発した。本システムは英国アカウンタビリティ社が開発した、AA 1000の3原則など、国際的に通用している評価方法を参照にし、さらに中国の国情に合わせて開発した。これによれば、Macro-整体性、Content-内容性、Technology-技術性という3つの0級指標から、13の1級指標と44の2級指標を設定した。満点は100点である

- (14) 1980年代後半に対米直接投資が急増する中で、投資摩擦を回避するため、対米投資関連協議会を発展的に解消する形で、1989年経団連のイニシアチブにより設立された団体。日系企業が進出先社会から「良き企業市民」として受け入れられるよう、地域社会、従業員をはじめ企業を取り巻く様々なステークホルダーと良好な関係を築くことを支援する活動を行なっている。

profile/about.html

新華網ホームページ

[http://news.xinhuanet.com/fortune/2008-01/04/content\\_7364891.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2008-01/04/content_7364891.htm)

中華全国総工会新聞ホームページ

[http://big5.china.com.cn/gonghui/2007-11/05/content\\_9178020.htm](http://big5.china.com.cn/gonghui/2007-11/05/content_9178020.htm)

Business for Social Responsibility ホームページ

<http://www.bsr.org/>

中国知網ホームページ

<http://www.cnki.net/index.htm>

KPMG ホームページ

<http://www.kpmg.com.cn/>

## 参考文献

### 中国語

羅金明・管洲『企業社会責任披露的探討』経済師、2003年。

人民日報、2008年4月14日。

殷格非・崔征「企業社会責任報告在中国」『WTO 経済導刊』Vol.8 (2008年)、pp.63-65。

劉俊海「転換国有大企業経営機制的重要途径」『法学雑誌』1993年02号、pp.12-13。

(<http://epub.cnki.net/grid2008/detail.aspx?filename=FXAS199302007&dbname=CJFQ1993><http://www.cnki.net/index.htm> による)

高尚全「企業社会責任和法人治理結構」『中国集体経済』2005年01月、pp.8-9。

(<http://epub.cnki.net/grid2008/detail.aspx?filename=ZJTG200501003&dbname=CJFQ2005> による)

李立清・李燕凌「我国農村公共支出政策効果の定量分析」『農業技術経済』2005年02号、pp.40-46。

### 日本語

田中宏司『CSR入門講座 第1巻 CSRの基礎知識』日本規格協会、2005年。

菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介『企業の責任・統治・再生——国際比較の視点——』文真堂、2008年。

金山権『現代中国企業の経営管理—国営企業のグローバル戦略を中心に』同友館、2000年。

横塚仁士「中国におけるCSRの動向と今後の展望——中国有力企業のCSR報告書分析から——」、『経営戦略研究』第19号(2008年)、pp.94-114。

## ホームページ

CBCC ホームページ

<http://www.keidanren.or.jp/CBCC/japanese/>

## 資料

アンケート項目は下記のとおりである。

[日本語翻訳]

企業の社会的責任についてのアンケート調査  
担当者各位

私はいま日本の大学に通っている留学生です。現在、経済学研究科修士2年生です。修士論文の作成のために、社会的責任に関する調査を行う必要があります。そのために、本アンケートを作成して、調査をさせていただきます。中国企業の管理者による企業の社会的責任に対する認識、および企業が社会的責任を持つ現状についての調査が本研究の目的です。調査の対象は、2006年度、2007年度および2008年度の「胡潤企業社会的責任ランキング」の企業とCSR事業が行われている企業です。アンケートは全部で2ページになっており、すべての質問は貴方自身および企業の状況についての客観的な質問であり、いいか悪いか、正しいか正しくないかということとは無関係ですので、実際の状況を記入してください。本アンケートのデータはあくまでも研究のために使いますので、商業的に使うことはございません。更に、貴方自身のプライバシーや業務的秘書を侵すことはございません。ご安心ください。

ご協力お願いいたします！ ありがとうございます！

(以下の質問は択一問題のほか、複数選択やコメントができます。)

1. 貴方の年齢は：

A 30歳未満

B 31歳から45歳

C 46歳から55歳

D 56歳以上

2. 御社の業種は：
- A 製造業
  - B 金融業
  - C サービス業
  - D 建築不動産業
  - E 通信、交通運送業
  - F その他
3. 御社は以下の概念を聞いたことがありますか？
- A 企業社会的責任（CSR）
  - B ISO 系列
  - C SRI 社会責任投資
  - D SA 8000
  - E GRI
  - F あまり分からない
4. 御社は以下の管理部門を設置していますか？
- A 企業の社会的責任部
  - B 持続可能性発展部
  - C 環境管理部
  - D 広報部門
5. CSR に対して、御社の態度をどのように判断していますか？
- A もっと深く理解したい
  - B 将来の CSR マネジメントで考慮したい
  - C あまり関心を持ってない
6. 御社は、CSR の評価体系について、統一の制度を作る必要があると思いますか？
- A とても必要
  - B 必要
  - C どちらでもいい
  - D 必要はない
7. 御社は CSR の面においてどのような現状だと思いますか？
- A とてもいい
  - B まあまあいい
  - C 普通
  - D まあまあ悪い
  - E 重視してない
8. 御社は CSR を実行する際に、どれを重視しますか？
- A 環境問題の解決策と環境保護
  - B 誠実な納税
  - C 企業倫理
  - D 株主権益の遵守
  - E 従業員権益の遵守と配慮
  - F 消費者権益の遵守
  - G 公益活動への参与
  - H 少消費、省エネルギーのための先進技術の積極的採用
9. 御社は、以下の企業の中で、CSR をより多く負う必要がある企業はどれだと思いますか？
- A グローバル会社
  - B 国営独占企業
  - C 民営企業
  - D 上場企業
10. 御社は企業側が積極的に CSR を遂行することによって、企業にどんな影響をもたらすと思いますか？
- A 財務負担の増加
  - B コストの増加
  - C 利益の増加
  - D 企業にとっての長期的な投資
  - E 企業イメージの向上
  - F 影響なし
11. CSR を重視して、もっと責任を遂行することは企業のイメージアップとどのぐらいの関連がありますか？ 例を挙げていただけますか？
- A 関係ない
  - B 関係があるかもしれないが、はっきりわからない
  - C 企業のイメージアップにメリットがある
  - D 非常にメリットがある
  - E 企業の社会的影響と株式投資に影響がある
12. もし貴方が「企業の社会的責任報告書」及び相関レポートのことを知っていたら、企業はこのようなレポートの発行対象は誰だと思いますか？
- A 消費者
  - B 従業員
  - C 投資者
  - D 地域住民
  - E 関連する政策部門
  - F 政府
13. CSR と環境への取り組みが活発化し、その成果を社会に公表することが重視されていますが、御社は企業の社会的報告（あるいは環境報告、持続可能性報告書、環境健康報告安全 EHS 報告など）を発行したことがありますか？
- A \_\_\_\_年から年度で「企業の社会責任報告書」を発行し、公表している
  - B 持続可能性報告書
  - C 環境報告書
  - D 環境健康報告安全報告書
  - E 他関連レポート

- F 発表したことがない  
G 発行の必要がない
14. もしQ.13で「発行している」場合、御社の「CSR報告書」は以下のどれを含めていますか？  
A 企業の基本理念と価値観  
B 企業と環境  
C 企業と従業員  
D 企業が社会活動を参加する状況  
E 財務データのディスクロージャー
15. もしQ.13で「発行していない」場合、御社は「CSR報告書」を発行する予定がありますか？  
A 予定がある  
B 予定はない
16. 安全性や不法行為などについて一つ対応を誤れば社会から大きな制裁を受けますが、こうした現状にどのように取り組んでおられますか。次の選択肢の中から最も近いものを一つ選んでください。  
A 従来の取引慣行や業界のルールを見直して、社会に与える利害についてチェックするようにしている  
B クレームや不祥事などの情報がトップに上がるように仕組みを見直している  
C 内部通報や弁護士などに不正防止のために匿名で通報できる仕組みをつくっている  
D 会社の内部ことだから、隠してしまう社内風土の改善に心がけている  
E 現在の仕組みを見直すところまでは至っていない  
F その他（具体的に： ）
17. 「情報開示」について社会的な要請が強まっていますが、御社では情報開示についてどのように取り組んでいますか。次の選択肢の中から最も近い物一つ選んでください。  
A 日ごろから財務情報のみならず会社の経営業績やより詳しい説明資料を添えて説明している  
B 海外投資家や株主の要請を踏まえて、経営情報の開示に努めている  
C 説明責任の重要性を重んじ、情報開示の方法を改善している  
D まず、社員に対して決算書や事業活動の状況を説明するようにしている  
E 必要に応じて情報を開示している  
F その他（具体的に： ）
18. 御社は公益事業に対して、どのように対応していますか？  
A 非常に関心を持って、よく参加  
B 公益事業に関心を持って、たまに参加  
C 公益事業に関心のみ持つ  
D あまり関心はない
19. 御社は公益事業寄付金に関する予算がありますか？ 2007年9月から今まで(2008年9月)、どれくらい寄付しましたか？  
A 固定な予算があって、2008年度は\_\_\_\_\_元  
B 0元—100000元  
C 10万元—100万元  
D 100万元—1000万元  
E 1000万元—1億元  
F 1億元以上
20. 御社は環境問題や安全な生活環境づくりなどの問題解決に、どのように取り組んでいますか？  
A 経営の重要課題として取り組んできており、他社に指導できるレベルにある  
B 環境問題への取り組みは早く、社内にも浸透している  
C 必要に応じて対処している  
D 対処していくことに難しい面のほうが多い  
E まだ積極的に取り組んでいない
21. 貴方は中国の経営を取り巻く市場環境の中で規範的信用が置けるものと考えていますか？  
A とても規範的  
B 規範的  
C まあまあ規範的  
D 混乱  
E 非常に混乱
22. 貴方はこのような市場環境の中で、ビジネスパートナーにどのような管理を行っていますか？  
A 自己管理だけ  
B ビジネスパートナーの道徳ではない行為が容赦しない  
C ビジネスパートナーの道徳ではない行為が是非容赦しない
23. 御社は仕入れる時、サプライチェーン企業の合理性も参考になりますか？(例えば環境汚染、従業員の仕事環境などSA 8000に規範されている方面)  
A 全然考えてない  
B 値段の上で参考になる  
C 仕入れ標準の一部  
D 契約かどうかの絶対参照条件となっている

貴方の役職をお書きください。

---

ご協力ありがとうございます！

張 亦楠

2008年8月 吉日